

# 「人権問題に関する府民意識調査」を今後の人権施策に生かす

令和2年の「人権問題に関する府民意識調査」から見てきた府民意識の現状や人権教育・啓発の課題を踏まえ、今後の人権施策の取り組み方向を次のとおりまとめました。大阪府としては、引き続き、市町村と役割分担しながら、これらの取り組みを通じ、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」をめざしていきます。また、この調査結果は、今後も、人権施策の立案・実施についての基礎的なデータとして活用していきます。

## 1 調査結果から見てきたこと

### (1) 人権問題の認知度

◆人権問題によって認知度に差がある(最大21ポイント)。<資料P1>

(高)「子ども」94.3%「高齢者」92.0%「女性」90.9%「セクハラ・パワハラ」90.9%

←→ (低)「性的マイノリティ」75.5%「HIV陽性者、ハンセン病回復者」73.3%

【前回調査】(高)「子ども」85.3%「高齢者」80.1%「女性」77.0%「セクハラ・パワハラ」76.2%

←→ (低)「ホームレス」51.0%「性的マイノリティ」43.3%

※前回調査と比較し、各人権問題の認知度の差(42ポイント → 21ポイント)は半減。

前回調査は、知っているものすべてに○を求める設問形式であったため、単純比較はできないが、全体的に人権問題に関する認知度は向上していることが推測される。

※大きく認知度が向上したのは、「性的マイノリティ」(32.2ポイント増)、「ホームレス」(29.7ポイント増)、「職業や雇用をめぐる人権問題」(26.2ポイント増)「外国人」(25.0ポイント増)など。

近年の社会経済情勢を受けて、社会的関心が高まり、マス・メディアに取り上げられる機会が高い人権課題ほど、認知度が向上していることが推測される。

◆一方、人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたとする人権問題についての認知度は高くなっている。<資料P2>

上記にかかる言動を受けたり、見聞きしたと回答した525人が体験した人権問題の内訳  
「セクハラ・パワハラ」155人、「コロナウィルス」83人、「子ども」65人、「女性」56人、「高齢者」52人

### (2) 具体的な事象における人権意識の状況

◆家を買ったり借りたりする際に重視する(した)立地条件<資料P3、P4>

・前回調査と比較して、近隣に「低所得者が多い」、「外国籍住民が多い」、「同和地区がある」と言われていないかを重視する(した)人の割合は、「外国籍住民が多い」(1.3ポイント増)を除き、若干減少している。

・「近隣に同和地区があると言われていないか」を重視する(した)割合は、「60歳代」(13.4%)が最も高く、次いで「40歳代」(12.5%)、となっており、「18～29歳」(8.5%)が最も低くなっているが、それほど顕著な差はみられない。

◆人権上問題があると思う採用面接時の質問<資料P5、P6>

・「家族の状況」「宗教」は60%を超える一方で、「尊敬する人物」は5%となっているなど、質問間で差がある。  
・「18～29歳」は、他の年齢階層に比べ、「本籍・出生地」「労働組合、学生運動など社会活動の経験」は低くなっている。

◆結婚相手・パートナーの決定の際に重視する(した)こと<資料P7、P8、P9>

・「家事や育児に対する理解と協力」を重視する割合は、若年齢層ほど高くなっている。また、「国籍、民族」を重視する割合は、高年齢層ほど高くなっている。

・「同和地区の出身であると言われていないかどうか」を重視する(した)割合は、「40歳代以下」では、平均を5ポイントほど下回っている。一方、「50歳代以上」では、年代が上がるほど高くなっている。

・人権問題に関する学習を受けた経験がないと答えた人の方が、「相手やその家族が障がい者かどうか」「国籍・民族」「同和地区の出身であると言われていないか」を重視する(した)割合が高くなっている。

### (3) 人権問題か否かの認識

◆具体的な行為に対して人権上問題があると認識する人の割合が前回調査を上回ったのは、前回調査した16項目中13項目にのぼっている。前回の調査とは、選択肢の表現などを変更していることから、単純比較はできないが、一般的に人権意識が高まっていることがうかがえる。<資料P10>

◆前回調査を10ポイント以上上回ったのは、「職場で性的マイノリティであることを公表している人と席が隣になることを嫌がる」(15.7ポイント増)、「こころの病のある人には関わらないようにする」(11.3ポイント増)、「ニートや引きこもりの人に「怠けていないで働きなさい」と言う」(10.0ポイント増)の3項目であった。いずれも、問題があると認識する人の割合は、すべての年齢階層において前回調査を上回っている。<資料P11>

### (4) 人権にかかる法律・条例及び行政の取り組みの認知の状況等

◆人権にかかる法律・条例の認知度<資料P12、P13>

「性の多様性理解増進条例」を除き、いずれの法律・条例についても「知らない」と答えた人の割合は、「40歳代以下」において高くなっている。「18～29歳」では、「障がい者差別解消条例」「性の多様性理解増進条例」の「内容(趣旨)を知っている」と答えた人の割合は2%台となっている。

◆行政の取り組みの認知度<資料P14>

・「広報紙、啓発冊子、教育教材」を除くと、いずれの取り組みも「18～29歳」の認知度が平均を上回っている。特に、「作文、詩、読書感想文、ポスター等の募集・表彰」「講習会・研修会」は、他の年齢階層を10ポイント以上、上回っている。

・「作文、詩、読書感想文、ポスター等の募集・表彰」「ホームページによる情報発信」「街頭での啓発や駅のコンコースなどでのデジタルサイネージや啓発ポスターの掲示」の認知度は、高年齢層ほど低くなっている。

## 2 今後の人権施策の取り組み方向

### — 情報発信したい内容・対象に沿って、適切な手法や媒体を選択する —

◆社会的な課題に即応した啓発の推進

・社会経済情勢の変化を踏まえ、社会的な課題に即応した啓発の推進に引き続き努める。

◆学校教育や大学等との連携促進

・具体的な事象における忌避意識や人権上問題であるか否かの認識については、過去に人権学習を経験しているかどうかによって大きな差異が見られることから、すべての世代において学習経験を積むことができるよう、義務教育や高校、大学及び社会人向けの講座など、各ステージにおける取り組みとの連携を推進する。

◆市町村や企業・職場における啓発の取り組みへの支援・連携

・年齢階層別の府民意識の状況を踏まえ、社会人や高年齢層に対して教育・啓発の機会の拡充を図っていく観点から、住民に身近な市町村における地域に密着したきめ細かい多様な取り組みを、引き続き支援するとともに、自ら人権問題の研修等を行う経済団体、民間事業者団体等との連携を深め、効果的な事業を展開する。

◆適切な媒体を活用した効果的な情報発信手法の検討

・若年層にはインターネットを中心に、高齢者層には紙媒体を中心に、日常生活の中の出来事を題材としながら人権について考えることができるような資料を作成するなど、効果的な啓発や広報を行う。